

鈴鹿市公告第 2 号

三日市・末広調査区内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 17 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和 7 年 1 月 18 日から同年 2 月 6 日まで（1 月 19 日、同月 25 日、2 月 1 日及び同月 2 日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時までの間とする。

3 閲覧場所

（1） 令和 7 年 1 月 18 日、同月 23 日、同月 24 日、同月 26 日、同月 29 日及び同月 30 日

鈴鹿市立飯野公民館

（2） 前項に掲げる閲覧期間中前号に掲げる期間以外の期間

鈴鹿市役所本館 8 階土木総務課

4 訂正の申出

（1） 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

（2） 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付するものとする。